

国保からのお知らせ



新しい「資格確認書」（令和7年8月1日より有効）を送付いたします。

資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※ 同じ世帯にマイナ保険証をお持ちの方がいる場合は、その方の「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に普通郵便で別送しています。

年度途中に70歳になられる方へ

年度途中に70歳になられる方は、誕生日の翌月1日（1日生まれの人は誕生日）から負担割合（2割・3割）の見直しを行います。

その為、資格確認書の有効期限は誕生日の属する月の末日（誕生日が1日の方は誕生日の前月末日）となっています。

誕生月の中旬ごろ（1日生まれの人は前月中）に翌月から有効な資格確認書を郵送いたします。

年度途中に75歳になられる方へ

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の適用となります。その為、資格確認書の有効期限は誕生日の前日となっています。

国保に加入するとき・やめるとき

国民健康保険に加入するときや、会社等の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは、14日以内に窓口に出出をしてください。

限度額適用認定証の更新について

限度額適用認定証をお持ちの方で、令和7年8月1日から有効な限度額適用認定証が必要な方は更新の手続きが必要です。

更新の申請は保険健康課保険医療係にて令和7年8月1日から受付いたします。

※マイナ保険証を利用すれば申請が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

◆お問い合わせ先◆

福智町役場 保険健康課 保険医療係

0947-22-7763 【直通】